伊予市立教育施設等使用条例の一部を改正する条例の概要

伊予市立の教育施設(小中学校の体育館やグラウンド)について、中学校の部活動地域展開への対応や施設予約システムの対象拡大などに伴い、利用方法の見直しを行います。

今回の条例改正は、施設をより円滑に管理・運用していくため、必要なルールを整備するものです。

１　背景

中学校の部活動地域展開に伴い、地域クラブ活動やスポーツ少年団などを教育施設の利用対象として明確に位置付け、優先的に利用できる仕組みを整えます。

また、令和９年４月１日から教育施設を施設予約システムの対象に加えるため、利用団体の登録制度を新設し、利用手続きや運用方法を分かりやすく整理します。

２　主な改正内容

(1)　使用者の範囲

改正前	改正後
特に記載なし（市外も可）	①　市内に居住する市民（市内に在勤又は在学する者を含む。）により構成し、かつ、成人を責任者とする団体 ②　社会教育関係団体 ③　地域クラブ活動を実施する団体 ④　スポーツ少年団その他これに類する団体

※　現在、市外利用可は、愛媛県下 20 市町中、伊予市含め 3 市町のみ

(2)　施設等の範囲及び使用時間

改正前

施設名		8時30分から12時まで	12時から17時まで	17時から22時まで
屋内運動場	屋内運動場	540	770	770
	屋内運動場(地下)	310	460	460
屋外運動場		540	770	770

改正後

施設名		単位	基本使用料（円） 8時30分から12時まで	12時から17時まで	17時から19時まで	19時から22時まで
屋内運動場	南山崎小学校、北山崎小学校、郡中小学校、伊予小学校、港南中学校、伊予中学校	全面	540	770	300	470
		半面	260	390	150	240
	中山小学校、佐礼谷小学校、下灘小学校、由並小学校、翠小学校、中山中学校、双海中学校	全面	540	770	300	470
	下灘小学校（地下）	全面	310	460	180	280
屋外運動場		全面	540	770	300	470

３　施行期日

令和９年４月１日